

# 現場後代検定法

平成4年4月1日制定，平成5年4月1日施行，平成9年10月1日施行  
平成12年4月1日施行，平成17年4月1日施行，平成20年1月25日改正

## 1. 目的

通常出荷の現場枝肉情報を活用し，より広範な種雄牛の最も初期の産肉能力の評価を行い，種雄牛の選抜を効率的に実施する基礎情報を得るために本検定法を定める。

## 2. 方法

### (1) 検定牛の条件

現場後代検定を受けようとする種雄牛は，登録牛で，本牛及び父母の産子に遺伝的不良形質が出現しておらず，各道府県の定める家畜改良増殖目標に適ったものであること。

### (2) 調査牛の条件

- ① 子牛登記証明書を有する去勢牛で，遺伝子型検査（少なくとも父子を含む親子判定）済みで親子判定に矛盾がないこと。登録協会が事業として各道府県を支援して実施している育種価評価において雌牛の枝肉成績が十分収集されており，性の効果が育種価評価モデルで考慮されている場合は，調査牛に雌を含めても差し支えない。ただし，この場合も，遺伝子型検査を行い，親子判定に矛盾がないこと。
- ② 終了時の調査頭数は少なくとも15頭以上であること。
- ③ 肥育開始時月齢が13ヵ月未満であること。
- ④ 肥育は不特定数で随時開始し，最初の肥育開始から最後の肥育開始までが，概ね6ヵ月以内であること。ただし，調査牛の取得が自然交配などによる場合で，やむを得ず期間が超過する場合は検定開始前に承諾を得ておくこと。
- ⑤ E T産子を用いる場合は，1ドナーあたり1頭の産子とする。ただし，ドナーが異なればセット内で複数のE T産子を用いても差し支えない。

### (3) 検定期間

- ① 検定開始は1頭目の肥育が開始された日とし，検定終了は最後の調査牛が出荷された日とする。
- ② それぞれの肥育終了は去勢牛で生後29ヵ月未満，雌牛で32ヵ月未満とする。
- ③ ただし，肥育終了月齢については弾力的な運用ができるものとし，概ね検定県における平均出荷月齢以内までとする。

### (4) 検定場所と調査牛の配置

- ① 検定場所は，道府県施設を含む公的な肥育施設または本検定に協力的な大規模肥育農家とし，育種価評価を実施している地域においては，これまで十分な枝肉成績が収集されている場所でなければならない。また，新規肥育施設においては，今後枝肉成績が十分確保できる見通しがなければならない。
- ② 調査牛の配置については，1場所に全ての調査牛を配置することを避け，複数の場所に配置すること。また，調査牛と同時期に他の種雄牛の産子が肥育されていることが望ましい。

### (5) 調査事項

日本食肉格付協会が枝肉取引規格に基づいて実施した格付結果を用いる。

産肉調査報告書必須項目に加え，瑕疵を明記すること。

(6) 肥育を終了したすべての調査牛の枝肉成績を報告する。

(7) 調査牛の検定除外並びに検定の中止

検定から除外または検定を中止するのは，次のような場合である。

① 疾病にかかった場合，または事故があった場合，当該調査牛を検定から除外することができる。

ただし，除外にあたっては，獣医診断書等，正当な理由書が提出され，本会の承認を得なければならない。

② 肥育終了が(3)②の条件に抵触した場合，当該調査牛を検定から除外すること。

③ 調査牛頭数が15頭を下回った場合は原則として検定を中止する。

(8) 検定の結果は産肉能力検定委員会に諮り，承認を受けるものとする。

(9) この規程に抵触する不測の事態が生じた場合の検定成績の取り扱いは，本検定の目的に照らして産肉能力検定委員会の協議を経て，採否を決定する。

(10) 本検定を申請する場合は別に定める料金を徴収する。

#### 附 則

(1) (社) 家畜改良事業団が実施する現場後代検定においては，別途定める方法により産肉能力検定委員会に諮り，承認を受けるものとする。